

第六十一回国会 農林水産委員会 議 録 第 六 号

昭和四十四年三月四日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 丹羽 兵助君
理事 安倍晋太郎君 理事 白濱 仁吉君
理事 三ツ林弥太郎君 理事 湊 徹郎君
理事 兒玉 末男君 理事 森 義親君
理事 稻富 稔人君
大石 武一君 大野 市郎君
佐々木秀世君 菅波 茂君
瀬戸山三男君 田澤 吉郎君
中尾 栄一君 藤波 孝生君
藤本 孝雄君 松野 幸泰君
伊賀 定盛君 石田 有全君
柴田 健治君 永井勝次郎君
芳賀 貢君 美濃 政市君
神田 大作君 斎藤 実君
樋上 新一君

出席政府委員

農林 政務次官 小沢 辰男君
農林大臣官房長 大和田啓氣君
農林省農政局長 池田 俊也君
農林省農地局長 中野 和仁君
林野庁長官 片山 正英君
委員外の出席者
専 門 員 松任谷健太郎君

二月二十八日

委員柴田健治君及び石田幸四郎君辞任につき、
その補欠として山中吾郎君及び斎藤実君が議長
の指名で委員に選任された。

同日

委員山中吾郎君辞任につき、その補欠として柴
田健治君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十七日

第一類第八号

農林水産委員会議録第六号

昭和四十四年三月四日

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出第一
四号)
三月三日
漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整
備計画の変更について承認を求めるの件(内閣
提出、承認第二号)
二月二十七日

農林年金制度改正に関する請願外七件(足立篤
郎君紹介)(第一一四五号)
同外九件(足立篤郎君紹介)(第一一八七号)
ブリ資源保護に関する請願(鈴木善幸君紹介)
(第一二六八号)
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関す
る請願(井上泉君紹介)(第一二六九号)
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願外七件
(赤路友藏君紹介)(第一二七〇号)
同外二件(檜崎弥之助君紹介)(第一二七二号)
食糧管理制度の堅持に関する請願(林百郎君
紹介)(第一二八二号)
農業委員会等の組織強化に関する請願(林百郎
君紹介)(第一二八三号)
林業種苗制度の改正に関する請願(林百郎君紹
介)(第一二八四号)
農山村住民及び林業労働者の生活安定に関する
請願外二件(芳賀貢君紹介)(第一三五〇号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出、第
一四号)
国有林野の活用に関する法律案(内閣提出、第
五十八回国会閣法第八八号)
農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣
提出、第五十八回国会閣法第八九号)
農業振興地域の整備に関する法律案(内閣提出、

第五十八回国会閣法第二〇一号)

○丹羽委員長 これより会議を開きます。

農地法の一部を改正する法律案を議題とし、趣
旨説明を聴取いたします。小沢農林政務次官。

農地法の一部を改正する法律案

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の
一部を次のように改正する。

目次中「第五節 国からの売渡(第三十六条―
第四十三条)」を「第五節 国からの売渡(第三十
六条―第四十三条) 和解の仲介(第四十三
条の二―第四十三条の六)」に、「未墾地等の買収
及び売渡」を「未墾地等」に、「第二節 売渡(第
六十一条―第七十五条)」を「第二節 売渡等(第
六十一条―第七十五条)」に、「第三節 草地利用権
(第七十五条の二―第七十五条の十)」に、「第九
十四条」を「第九十五条」に改める。

第一条中「その権利を保護し、その他土地の農
業上の利用関係」を「及びその権利を保護し、並
びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその
利用関係」に改める。

第二条第三項中「自作採草放牧地」とは、耕作
又は養畜の事業を行う者が所有権に基づいてその事
業に供している採草放牧地をいい、「を削り、同
条第七項中「左の」を「次の」に改め、同項第二
号及び第三号を次のように改め、同項第四号から
第六号までを削る。

二 その法人の組合員又は社員(以下「構成員」
という)は、すべて、次に掲げる者のいづ
れかであること。

イ その法人に農地若しくは採草放牧地につ

いて所有権若しくは使用収益権(地上権、
永小作権、使用貸借による権利又は賃借権
をいう。以下同様とする)を移転した個人
(その法人の構成員となる前にこれらの権
利をその法人に移転した者のうち、その移
転後省令で定める一定期間内に構成員とな
り、引き続き構成員となつて個人以外
のものを除く)又はその一般承継人(省令
で定めるものに限る)。

ロ その法人に農地又は採草放牧地について
使用収益権に基づく使用及び収益をさせて
いる個人

ハ その法人に使用及び収益をさせるため農
地又は採草放牧地について所有権の移転又
は使用収益権の設定若しくは移転に關し次
条第一項又は第七十三条第一項の許可を申
請している個人(当該申請に対する許可が
あり、近くその許可に係る農地又は採草放
牧地についてその法人に所有権を移転し、
又は使用収益権を設定し、若しくは移転す
ることが確実と認められる個人を含む)。

ニ その法人の事業に常時従事する者(前項
に掲げる事由により一時的にその法人の事
業に常時従事することができない者で当該
事由がなくれば常時従事することとなる
と農業委員会が認めたもの及び省令で定め
る一定期間内にその法人の事業に常時従事
することとなることが確実と認められる者
を含む。以下「常時従事者」という)。

三 前号イ、ロ又はハに掲げる者であつてその
法人の常時従事者たる構成員(その法人の事
業に必要な農作業に主として従事すると認め
られるものに限る)であるものが、農事組合
法人にあつては理事、合名会社又は合資会社
にあつては業務執行権を有する社員、有限会

社にあつては取締役の数の過半を占めること。

第三条第一項中「使用貸借による権利若しくは賃借権については」を「個人がその住所のある市町村の区域内にある農地又は採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合（政令で定める場合を除く。）には」、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第二号中「設定され」の下に「又は第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて草地利用権が設定され」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第七十五条の八の規定によつてこれらの権利が移転される場合

第三条第一項第七号中「遺産の分割により」を「遺産の分割、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百六十八条第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十一条で準用する場合を含む。）の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八条の三の規定による相続財産の分与に関する裁判によつて」、「取得され」を「設定され、又は移転され」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十九条の規定に基づいてする同法第十一條第一項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合

第三条第二項中「左の」を「次の」に、「但し、」を「ただし、民法第二百六十九条ノ二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十條第二項に規定する事業を行なう農業協同組合が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第二号に掲げる権利が取得されることとなるとき、農地保有合理化促進事業（農業経営の規模の拡大、農地の集団化その

他農地保有の合理化を促進するため、農地、採草放牧地又は開闢して農地とすることが適当な土地を買入れ、又は借り受けて、これらの土地（開闢して農地とすることが適当な土地についてその開発をした場合にあっては、開発後の農地）を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業をいう。以下同様とする。）を行なう営利を目的としない法人で省令で定めるものが当該農地保有合理化促進事業の実施により同号に掲げる権利を取得するとき、並びに、「及び第三号から第五号まで」を「第四号、第五号及び第八号」に、「政令」を「政令」に改め、同項第一号中「農業生産法人」の下に「（以下この号で「小作農等」という。）を、「場合」の下に「（その小作農等がその小作農等以外の者に對し所有権を移転することにつきその許可の申請前六箇月以内に同意した小作地又は小作採草放牧地であるものとしてその小作農等以外の者が所有権を取得しようとする場合並びに強制執行、競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売又は国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）による滞納処分（その例による滞納処分を含む。）以下「国税滞納処分等」という。）に係る差押え又は仮差押えの執行のあつた後に使用及び収益を目的とする権利が設定された小作地又は小作採草放牧地についてその強制執行、競売又は国税滞納処分等によりその小作農等以外の者が所有権を取得しようとする場合を除く。）」を加え、同項第二号中「及びその世帯員がその農地又は採草放牧地」を「又はその世帯員がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべて」に、「行わないと認められる」を「行なうと認められない」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 耕作又は養畜の事業の委託を受けることにより第二号に掲げる権利が取得されることとなる場合

四 第二号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生産法人を除く。）又はその世帯員がその取得後において行なう耕作又は養畜の事業に必要な農作業に當時従事すると認められない場合

の取得後において行なう耕作又は養畜の事業に必要な農作業に當時従事すると認められない場合

第三条第二項第五号中「（農業生産法人を除く。）を削り、「現に耕作の事業に供している」を「その取得後において耕作の事業に供すべき」に、「現に耕作又は養畜の事業に供している」を「その取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき」に、「三十九アル」を「五十アル」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 第三十六條又は第六十一條の規定により売り渡された農地又は採草放牧地であつてその永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場合（その土地の所有者又はその世帯員の死亡又は前条第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、ただし書に規定する省令で定める法人が農地保有合理化促進事業の実施により所有権を取得したその土地を一時貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同様とする。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の構成員がその土地につきその法人のために使用収益権を設定しようとする場合を除く。）

第三条第二項第七号中「行なう」を「行なう」に、「一時貸し付けようとする場合」を「一時貸し付けようとする場合、ただし書に規定する省令で定める法人がその土地を農地保有合理化促進事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作の目的に供するため貸し付けようとする場合」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員の農業経営の状況、その住所地从らその農地又は採草放牧地までの距離等

からみて、これらの者がその土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができるものと認められない場合

第四条第一項中「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第一号中「第七條第一項第三号」を「第七條第一項第四号」に改める。

第五条第一項中「こえる農地」の下に「又はその農地とあわせて採草放牧地」を加え、「但し、左の」を「ただし、次の」に改める。

第六条の見出し中「及び小作採草放牧地」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、同項第一号中「採草放牧地」に於ては、これに隣接する市町村の区域を含む。以下この節で同様とする。及び「又は小作採草放牧地」を削り、同項第二号中「又は小作採草放牧地」を削り、同条第二項及び第三項中「又は小作採草放牧地」を削り、同条第四項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第五項中「又は小作採草放牧地以外の採草放牧地」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、「又は養畜」を削り、「小作地又は小作採草放牧地」を「小作地」に改め、同条第六項中「次条第一項第五号、第六号、第八号及び第九号」を「次条第一項第二号から第十六号まで」に改め、「又は小作採草放牧地」を削る。

第七條第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、同項第六号を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「又は自作採草放牧地」、「採草又は家畜の放牧」及び「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は採草放牧地」及び「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 農地の所有者（法人を除く。）若しくはその世帯員が耕作の事業に供すべき農地のすべて

についてその耕作の事業を廃止した時の住所
地の属する市町村の区域内において所有する
小作地（次号から第十六号までに掲げる小作
地以外の小作地、その所有者又はその者の
配偶者若しくはその者と同居及び生計を一に
していた二親等内の血族がその廃止前通じて
政令で定める一定期間所有していたものに
限る。）であつてその面積の合計がその住所
地の属する都道府県について前条第一項第二
号の別表で定める面積（同号の規定による公
示がされているときは、その公示に係る面積）
をこえないもの（省令で定めるところにより当
該小作地である旨の農業委員会の確認を受け
たもので、その確認後引き続き小作地である
ものに限る。）又はその小作地の所有権をその
廃止の時の所有者から承継した一般承継人（省
令で定めるところにより当該一般承継人である
旨の農業委員会の確認を受けたものに限る。）
がその承継後引き続き所有しているその
小作地

第七條第一項第十一号中「又は小作採草放牧
地」を削り、同号を同項第十六号とし、同項第十
号を削り、同項第九号中「又は小作採草放牧地」
を削り、同号を同項第十一号とし、同号の次に次
の四号を加える。

十二 第三條第二項ただし書に規定する省令で
定める法人が農地保有合理化促進事業の実施
により借り受けている小作地

十三 第三條第二項ただし書に規定する省令で
定める法人が所有し、かつ、農地保有合理化
促進事業の実施により売り渡し又は交換する
までの間一時貸し付けている小作地、省令
で定める手続に従い、都道府県知事の指定を
受けたもの

十四 第四條第一項第五号に規定する市街化区
域内にある小作地

十五 府県（指定都市を含む。）が古都における
歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一
條第一項の規定による買入れ（同法第十九條

の規定に基づいてする同法第十一條第一項の
規定による買入れを含む。）をして引き続き所
有している小作地

第七條第一項第八号中「常時従事者たる」を削
り、「所有し、かつ、その所有者の住所のある
市町村の区域内にある」を「所有する」に改め、
「又は小作採草放牧地」及び「又は養畜」を削
り、同号の次に次の二号を加える。

九 農業協同組合がその組合員の行なう耕作又
は養畜の事業に必要な施設の用に供している
小作地

十 農業協同組合第十條第二項に規定する事
業を行なう農業協同組合がその所有者（法人
を除く。）から同項の委託を受けて当該事業に
供している小作地

第七條第四項及び第五項を削り、同條第三項中
「農業生産法人の常時従事者たる構成員以外の構
成員又は」を削り、「その法人の常時従事者たる
構成員」を「その法人の構成員」に改め、「又は
小作採草放牧地」を削り、「その常時従事者たる
構成員」を「その構成員」に改め、「又は養畜」を
削り、同項を同條第四項とし、同條第二項中「前
項第二号、第三号及び第五号」を「第一項第三
号、第四号、第六号及び第十三号」に改め、同項
を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を
加える。

2 前項第一号の規定の適用については、同号の
規定による農業委員会の確認を受けた小作地が
小作地でなくなつた場合において、その小作地
でなくなつた後一年以内に再び小作地となつた
ときは、その小作地は、当該確認後引き続き小
作地であつたものとみなす。

第八條第一項各号列記以外の部分中「又は小作
採草放牧地」を削り、「左に」を「次に」に、「且
つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「又は小作
採草放牧地」を削り、同項第二号中「又は小作採
草放牧地」を削り、「前条第一項第五号、第六号、
第八号及び第九号」を「前条第一項第二号から第
十六号まで」に改める。

第九條第一項中「又は小作採草放牧地」を削り
「但し」を「ただし」に改め、同條第二項中「又
は小作採草放牧地」を削る。

第十條第一項中「又は小作採草放牧地」を削
り、「左に」を「次に」に改める。

第十四條第一項中「及び採草放牧地」を削る。

第十五條の見出し中「旧自作農創設特別措置法
により」を「国が」に改める。

第十五條の二第二項中「常時従事者たる」を削
る。

第十八條第二項中「（明治二十九年法律第八十
九号）を削る。

第十九條中「期間の定」を「期間の定め」に改
め、同條に次のただし書を加える。

ただし、水田裏作を目的とする賃貸借でその
期間が一年未満であるもの及び第七十五條の二
から第七十五條の七までの規定によつて設定さ
れた草地利用権（その存続期間が更新されたも
のにあつては、その更新が第七十五條の七第一
項の規定又は同條第二項で準用する第七十五條
の二第二項から第五項まで及び第七十五條の三
から第七十五條の六までの規定によつてされた
ものに限る。次条第一項第四号で同様とする。）
に係る賃貸借については、この限りでない。

第二十條第一項中「申入」を「申入れ」に改め、
同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、こ
の限りでない。

一 解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借
の更新をしない旨の通知が、信託事業に係る
信託財産につき行なわれる場合（その賃貸借
がその信託財産に係る信託の引受け前からの既
に存していたものである場合及び解約の申入
れ又は合意による解約にあつてはこれらの行
為によつて賃貸借の終了する日、賃貸借の更
新をしない旨の通知にあつてはその賃貸借の
期間の満了する日）がその信託に係る信託行為
によりその信託が終了することとなる日前一
年以内でない場合を除く。）

二 合意による解約が、その解約によつて農地
若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期
限前六箇月以内に成立した合意でその旨が書
面において明らかであるものに基いて行な
われる場合又は民事調停法による農事調停に
よつて行なわれる場合

三 賃貸借の更新をしない旨の通知が、十年以
上の期間の定めがある賃貸借（解約をする権
利を留保しているもの及び期間の満了前にそ
の期間を変更して十年以上としたものでその
変更をした時以後の期間が十年未満であるも
のを除く。）又は水田裏作を目的とする賃貸借
につき行なわれる場合

四 第七十五條の二から第七十五條の七までの
規定によつて設定された草地利用権に係る賃
貸借の解除が、第七十五條の九の規定により
都道府県知事の承認を受けて行なわれる場
合

第二十條第二項中「左に」を「次に」に改め、
同項第四号中「かつ」を削り、「採草放牧地を
主としてその労働力により」を「採草放牧地のす
べてを」に改め、「行なうことができる」との下
に「認められ、かつ、その事業に必要な農作業に
常時従事する」とを加え、同條第七項を同條第八
項とし、同條第六項中「申入」を「申入れ」に改
め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次
の一項を加える。

6 農地又は採草放牧地の賃貸借につき解約の申
入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない
旨の通知が第一項ただし書の規定により同項
の許可を要しないで行なわれた場合には、これ
らの行為をした者は、省令で定めるところによ
り、農業委員会にその旨を通知しなければなら
ない。

第二十一條を次のように改める。

（小作料の定額金納）

第二十一條 小作料を定める契約では、小作料と
して定額の金銭以外のものを支払ひ、又は受領
する旨の定めをしてはならない。

2 前項の規定に違反する定めは、その効力を生じない。

第二十二條を削り、第二十三條第一項中「若しくは受領し、又は第二十一條第一項の規定により農業委員会が定めた額をこえて支払い、若しくは」を「又は」に改め、同条を第二十二條とし、同条の次に次の一條を加える。

(小作料の増額又は減額の請求権)

第二十三條 小作料の額が農産物の価格若しくは生産費の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の小作料の額に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向つて小作料の額の増減を請求することができる。ただし、一定の期間小作料の額を増加しない旨の特約があるときは、その定めに従う。

2 小作料の増額について当事者間に協議がととのわなかつたときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の増額を支払ふことをもつて足りる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払つた額に不足があるときは、その不足額に年一割の割合による支払期後の利息を附してこれを支払ふなければならない。

3 小作料の減額について当事者間に協議がととのわなかつたときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の減額を支払ふ請求することができ、ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた小作料の額をこえるときは、その超過額に年一割の割合による受領の時から利息を附してこれを返還しなければならない。

第二十四條の見出しを削り、同条中「小作料の額が」の下に「不可抗力により」を加え、「こえるとき」を「こえることとなつたとき」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(小作料の標準額)

第二十四條の二 農業委員会は、その区域内の農

地につき、その自然的条件及び利用上の条件を勘案して必要な区分をし、その区分ごとに小作料の額の標準となるべき額(以下「小作料の標準額」という)を定めることができる。

2 農業委員会は、小作料の標準額を定めるに当たつては、前項の区分ごとにその区分に属する農地につき通常の農業経営が行なわれたとした場合における生産量、生産物の価格、生産費等を参酌し、耕作者の経営の安定を図ることを旨としなければならない。

3 農業委員会は、小作料の標準額を定めたときは、これを公示するとともに都道府県知事に通知しなければならない。

(小作料の減額の勧告)

第二十四條の三 農業委員会は、小作料の標準額を定めた場合において、契約で定める小作料の額がその小作料に係る農地の属する前条第一項の区分に係る小作料の標準額に比較して著しく高額であると認めるときは、省令で定めるところにより、当事者に対し、その小作料を減額すべき旨を勧告することができる。

第二十五條の見出し中「文書化」の下に「及び通知」を加え、同条中「明らかにするとともに、その旨を農業委員会に提出し」を「明らかにし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農地又は採草放牧地の賃貸借契約の当事者は、その契約を締結したときは、省令で定めるところにより、その存続期間、小作料の額及び支払条件その他の事項を農業委員会に通知しなければならない。これらの事項を変更したときもまた同様とする。

第三十三條第一項中「(明治三十一年法律第十五号)」を削る。

第三十四條第一項中「国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)」による滞納処分(その他の法令により同法の滞納処分の例による場合を含む)を「国税滞納処分等」に、「滞納処分を行う」を「国税滞納処分等を行なう」に改める。

第三十六條第一項中「基く」を「基づく」に、

「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「行つて」を「行なつて」に、「行かう」を「行なう」に改め、同項第二号中「採草放牧地」を「農地又は採草放牧地(その土地が小作地又は小作採草放牧地である場合にあつては、現に共同利用されているものに限る)」に改め、「農業協同組合」の下に「農業協同組合連合会」を加え、同条第二項中「第十四條第一項の下に(第十五條第二項、第十五條の二第八項及び第十六條第二項で準用する場合を含む)」を加え、「以下」を「当該売り渡すべき農地又は採草放牧地の農業上の利用のためあわせて所管換又は所屬替を受けたものを含む。以下」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第六節 和解の仲介

(農業委員会による和解の仲介)

第四十三條の二 農業委員会は、農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について、省令で定めるところに従い、当事者の双方又は一方から和解の仲介の申立てがあつたときは、和解の仲介を行なう。ただし、農業委員会が、その紛争について和解の仲介を行なうことが困難又は不適当であると認めるときは、申立てをした者の同意を得て、都道府県知事に和解の仲介を行なうべき旨の申出をすることができる。

2 農業委員会による和解の仲介は、農業委員会の委員のうちから農業委員会の会長が事件ごとに指名する三人の仲介委員によつて行なう。

(小作主事の意見聴取)

第四十三條の三 仲介委員は、第三條第一項の規定により都道府県知事の許可を要する事項又は第二十條第一項本文に規定する事項について和解の仲介を行なう場合には、都道府県の小作主事の意見を聞かなければならない。

2 仲介委員は、和解の仲介に關して必要があると認める場合には、都道府県の小作主事の意見を求めることができる。

(仲介委員の任務)

第四十三條の四 仲介委員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

(都道府県知事による和解の仲介)

第四十三條の五 都道府県知事は、第四十三條の二第一項ただし書の規定による申出があつたときは、和解の仲介を行なう。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、小作主事その他の職員を指定して、その者に和解の仲介を行なわせることができる。

3 前条の規定は、前二項の規定による和解の仲介について準用する。

(政令への委任)

第四十三條の六 この節に定めるもののほか、和解の仲介に關し必要な事項は、政令で定める。

「第三章 未墾地等の買収及び売渡」を「第三章 未墾地等」に改め、「第二節 売渡」を「第二節 売渡等」に改める。

第七十四條の次に次の一條を加える。

(道路等の譲与)

第七十四條の二 国は、第六十一條に掲げる土地等を同条の規定により売り渡すほか、同条に掲げる土地等のうち道路、水路、揚水機場若しくはため池(これらの工作物に附帯する工作物を含む。以下「道路等」という)又は道路等の用地であつて農林大臣が定めるものを、その用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、市町村、土地改良区その他農林大臣の指定する者に譲与することができる。

2 前項に規定する農林大臣が定める土地等の譲与を受けようとする者は、省令で定めるところにより、都道府県知事に譲受申込書を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による譲受申込書の提出があつた場合において、譲与することと認めたときは、次に掲げる事項を記載した譲与通知書を作成し、これを譲与の相手方に交付しなければならない。

一 譲与の相手方の名称及び住所
二 譲与すべき道路等についてはその種類及び所在の場所、土地についてはその面積及び所在の場所
三 その土地等の用途
四 譲与の期日
五 譲与の条件その他必要な事項

4 前項の規定による譲与通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された譲与の期日に、その土地等の所有権は、その譲与の相手方に移転する。
第三章に次の一節を加える。
第三節 草地利用権

(草地利用権の設定に関する承認)

第七十五条の二 市町村又は農業協同組合は、その住民又は組合員で養畜の事業を行なうものの共同利用に供するため、家畜の飼料とするための牧草の栽培(その栽培に係る土地について行なう家畜の放牧及びこれと一体的に行なう必要があるその土地に隣接する土地についての家畜の放牧を含む、その栽培の目的に供されることに伴う土地の形質の変更がその土地を原状に復することを困難にしない程度であるものに限る。)を目的とする土地についての賃借権(以下「草地利用権」という)を取得する必要があるときは、省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、土地の所有者及びその土地に隣接する土地の所有者その他の者(その土地の定着物)の所有者及びその定着物に隣接する土地の所有者その他の者を含む。以下「土地所有者等」という。)に対し、草地利用権の設定及びその行使の妨げとなる権利又は定着物がある場合にはその権利の行使の制限若しくは消滅又はその定着物の取去に関する協議を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請があつたときは、省令で定めるところにより、その申請に係る土地の傾斜、土性等の自然的条件、利用の状況その他の必要な事項を調査しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果、その調査に係る土地が次の各号に掲げる要件のすべてをみたしている場合に限り、第一項の承認をすることができる。
一 その土地が、自作農の創設の目的に供されるところとならば、第四十四条第一項第一号に掲げる土地として同条の規定による買収をすることができると認められるものであること。
二 その土地について草地利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つて共同利用に供することが、その地域における農業経営の状況等からみて養畜の事業を行なう者の経営の改善を図るため必要かつ適当であつて、他の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

4 都道府県知事は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、その申請に係る協議の相手方及び都道府県開拓審議会並びに省令で定めるその他の者の意見を聞かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨をその承認の申請に係る協議の相手方に通知するとともに、これを公示しなければならない。
(裁定の申請)
第七十五条の三 前条第一項の協議がととのわらず、又は協議を受けることができないときは、同項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二箇月以内に、省令で定めるところにより、その協議の相手方である土地所有者等を示して、その草地利用権の設定又はその行使の妨げとなる権利の行使の制限若しくは消滅若しくは定着物の取去に関する協議を都道府県知事に裁定を申請することができる。
(意見書の提出)
第七十五条の四 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、省令で定める事項を公示するとともに、その申請に係る土地所有者等

等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容その他の省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。
(裁定)
第七十五条の五 都道府県知事は、第七十五条の三の規定による申請に係る土地(その土地の定着物を含む)の利用の状況並びにその申請に係る土地所有者等のその土地(その土地の定着物を含む)の利用計画及びその達成の見通し等を考慮してもなおその申請をした者がその土地をその者の利用計画に従つて共同利用に供することとが国土資源の利用に関する総合的な見地から必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、草地利用権を設定すべき旨又はその行使の妨げとなる権利の行使を制限し、若しくはその権利を消滅させ、若しくは定着物を取去すべき旨の裁定をするものとする。

2 草地利用権を設定すべき旨の前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 草地利用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積
二 草地利用権の内容
三 草地利用権の始期及び存続期間
四 借賃
五 借賃の支払の方法
3 権利の行使を制限すべき旨の第一項の裁定においては第一号及び第四号、権利を消滅させるべき旨の同項の裁定においては第二号及び第四号、定着物を取去すべき旨の同項の裁定においては第三号及び第四号に掲げる事項を定めなければならない。

一 行使を制限すべき権利の種類及び内容並びにその制限の内容、始期及び期間
二 消滅させるべき権利の種類及びその消滅の期日
三 取去すべき定着物の種類、数量及び所在の場所並びにその取去を完了すべき期限
四 権利の行使の制限若しくは消滅又は定着物の取去によつて生ずる損失の補償金の額及び支払の方法
4 第一項の裁定は、第二項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号までの事項については、申請の範囲をこえてはならない。
第七十五条の六 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定を申請した者及びその申請に係る土地所有者等に通知するとともに、これを公示しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつて裁定の内容が変更されたときもまた同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の公示があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定を申請した者とその申請に係る土地所有者等との間に協議がととのつたものとみなす。
(存続期間の更新等)
第七十五条の七 第七十五条の二第一項又はこの項の承認を受けている協議がととのつたこと(前条第二項(次項で準用する場合を含む。))の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。)により設定された草地利用権の存続期間が更新されたものにあつては、その更新が、この項の承認を受けている協議がととのつたこと(次項で準用する場合を含む。))の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。)を有する者は、その草地利用権に係る土地についてその存続期間の満了後引き続き草地利用権による利用をする必要があるときは、省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、その草地利用権に係る土地の土地所有者等に対し、

その草地利用権の存続期間の更新又はこれに代えてする新たな草地利用権の設定及びその行使の妨げとなる権利がある場合にはその権利の行使の制限又は消滅に関する協議を求めることが出来る。ただし、その更新又は設定による草地利用権の存続期間の満了する日が、その土地につき第七十五条の第二項の承認を受けて協定により協定がとつたこと（前条第二項の規定により協定がとつたものとみなされる場合を含む）により設定された草地利用権の存続期間の始期から二十年以内でない場合は、この限りでない。

2 第七十五条の第二項から第五項まで及び第七十五条の三から前条までの規定は、前項の承認の申請があつた場合に準用する。この場合において、第七十五条の第二項中「傾斜、土性等の自然的条件、利用の状況」とあるのは「利用の状況」と、同条第三項中「次の各号に掲げる要件のすべて」とあるのは「第二号に掲げる要件」と、第七十五条の五第一項中「申請に係る土地（その土地の定着物を含む）」の利用の状況並びにその申請に係る」とあるのは「申請に係る」と読み替へるものとする。

（買い取るべき旨の裁定）
第七十五条の八 第七十五条の第二項又は前条第一項の承認を受けて協定がとつたこと（第七十五条の六第二項（前条第二項で準用する場合を含む）の規定により協定がとつたものとみなされる場合を含む。以下この節で同様とする。）により設定された草地利用権その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が、前条第一項の承認を受けて協定がとつたこと（同条第二項で準用する第七十五条の六第二項の規定により協定がとつたものとみなされる場合を含む。）によつてされたものに限る。以下この節で同様とする。）の存続期間が三年以上にわたるときは、その草地利用権に係る土地所有者等は、都道府県知事に対し、省令で定めるところにより、その草地利

用権を有する者がその草地利用権に係る土地又はその行使が制限された権利を買い取るべき旨の裁定を申請することが出来る。

2 定着物を取去すべき旨の第七十五条の五第一項の裁定を受けたその定着物の所有者は、その定着物を取去するにすればその定着物を従来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、都道府県知事に対し、省令で定めるところにより、その定着物のある土地につき草地利用権を有する者がその定着物を買い取るべき旨の裁定を申請することが出来る。

3 買い取るべき旨の前二項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 買い取るべき土地についてはその所在、地番、地目及び面積、定着物についてはその種類、数量及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容

二 買い取るべき土地若しくは定着物の所有権又は権利の移転の期日

三 対価

四 対価の支払の方法

4 第七十五条の五第四項及び第七十五条の六の規定は、都道府県知事が第一項又は第二項の規定による申請に基づき買い取るべき旨の裁定をする場合に準用する。この場合において、第七十五条の五第四項中「第二項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号まで」とあるのは「第七十五条の八第三項第一号及び第二号」と、第七十五条の六中「土地所有者等」とあるのは「土地又は定着物若しくは権利のある土地につき草地利用権を有する者」と読み替へるものとする。

（草地利用権に係る賃貸借の解除）

第七十五条の九 第七十五条の第二項又は第七十五条の七第一項の承認を受けて協定がとつたことにより設定された草地利用権を有する者が正当な事由がなく引き続き二年以上その草地利用権に係る土地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その草地利用権を

設定した者は、その目的に供されていない土地につき、都道府県知事の承認を受けて、その草地利用権に係る賃貸借の解除をすることが出来る。

（草地利用権の譲渡等の禁止）

第七十五条の十 第七十五条の第二項又は第七十五条の七第一項の承認を受けて協定がとつたことにより設定された草地利用権を有する者は、その草地利用権を譲渡し、又はその草地利用権に係る土地を貸し付けることが出来ない。

第七十六条中「又は売渡」を「売渡又は譲与」に改める。

第七十八条第一項中「基く」を「基づく」に、

「又は第五十五条第三項」を「第五十五条第三項」に、「買収した土地」を「買収し、又は第七十四条の二第一項の条件に基づき返還を受けた土地」に改める。

第八十一条中「又は売渡」を「売渡、譲与又は裁定」に改める。

第八十三条の次に次の一条を加える。

第八十三条の次に次の一条を加える。

（違反転用に対する処分）

第八十三条の二 農林大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、次の各号の一に該当する者に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条、第五条又は第七十三条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることが出来る。

一 第四条第一項、第五条第一項若しくは第七

十三条第一項の規定に違反した者又はその一

般承継人

二 第四条第一項、第五条第一項又は第七十三

条第一項の許可に附した条件に違反してい

三 前二号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負つた者又はその工事その他の行為の下請人

四 詐欺その他の不正な手段により、第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の許可を受けた者

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置をとるべきことを命じようとするときは、あらかじめ、その処分又は措置を命ずべき者に弁明の機会を与えなければならない。

第八十四条の見出し中「又は小作採草放牧地」を削り、同条中「及び小作採草放牧地」を削る。

第八十五条第四項中「又は第七十二条第二項」を「若しくは第七十二条第二項」に、「又は使用令書の交付」を「若しくは使用令書の交付又は第七十五条の三（第七十五条の七第二項で準用する場合を含む）若しくは第七十五条の八第一項若しくは第二項の規定による申請に対する裁定」に改め、「対価」の下に「借賃」を加え、同条第七項中「及び第二十一条第一項の規定による小作料の最高額の決定」を削る。

第八十五条の三の見出し中「対価又は補償金」を「対価等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「対価」の下に「借賃」を加え、同項に次の一号を加える。

七 第七十五条の五第二項第四号（第七十五条の七第二項で準用する場合を含む。）に規定する借賃、第七十五条の五第三項第四号（第七十五条の七第二項で準用する場合を含む。）に規定する補償金又は第七十五条の八第三項第三号に規定する対価

第八十五条の三第二項を次のように改める。

2 前項第一号から第六号までに掲げる対価又は補償金の額についての同項の訴えにおいては国を、同項第七号に掲げる借賃又は補償金の額についての同項の訴えにおいては第七十五条の三（第七十五条の七第二項で準用する場合を含む）

（第七十五条の七第二項で準用する場合を含む）

む。の規定による申請をした者又はその申請に係る土地所有者等であつた者を、同号に掲げる対価の額についての前項の訴えにおいては第七十五条の八第一項若しくは第二項の規定による申請をした者又はその申請に係る裁定によつて土地、権利若しくは定着物を取得した者を、それぞれ被告とする。

第九十条第一項中「但書」を「ただし書」に、「この法律の適用」を「この法律（第二章第六節を除く。以下この項で同様とする。）の適用」に改める。

第九十一条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の」を削る。

第九十二条中「、第二十三条」を削る。

第九十三条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第四十九条」を「第二十二号又は第四十九号」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第八十三条の二第一項の規定による農林大臣又は都道府県知事の命令に違反した者

本則に次の一条を加える。

第九十五条 第二十五条第二項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者は、一万円以下の過料に処する。

別表を次のように改める。

第九十二条中「、第二十三条」を削る。

第九十三条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第四十九条」を「第二十二号又は第四十九号」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第八十三条の二第一項の規定による農林大臣又は都道府県知事の命令に違反した者

本則に次の一条を加える。

第九十五条 第二十五条第二項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者は、一万円以下の過料に処する。

別表を次のように改める。

別表

都道府県名	小作地の面積
北海道	四・〇ヘクタール
青森県	一・五ヘクタール
岩手県	一・一ヘクタール
宮城県	一・四ヘクタール
秋田県	一・四ヘクタール
山形県	一・三ヘクタール
福島県	一・一ヘクタール
茨城県	一・一ヘクタール
栃木県	一・二ヘクタール
群馬県	〇・九ヘクタール
埼玉県	〇・九ヘクタール

千葉県	〇・一ヘクタール
東京都	〇・七ヘクタール
神奈川県	〇・七ヘクタール
新潟県	一・〇ヘクタール
富山県	一・〇ヘクタール
石川県	〇・八ヘクタール
福井県	〇・九ヘクタール
山梨県	〇・七ヘクタール
長野県	〇・八ヘクタール
岐阜県	〇・六ヘクタール
静岡県	〇・七ヘクタール
愛知県	〇・七ヘクタール
三重県	〇・七ヘクタール
滋賀県	〇・七ヘクタール
京都府	〇・六ヘクタール
大阪府	〇・六ヘクタール
兵庫県	〇・六ヘクタール
奈良県	〇・六ヘクタール
和歌山県	〇・六ヘクタール
鳥取県	〇・七ヘクタール
島根県	〇・七ヘクタール
岡山県	〇・五ヘクタール
広島県	〇・七ヘクタール
山口県	〇・六ヘクタール
徳島県	〇・六ヘクタール
香川県	〇・七ヘクタール
愛媛県	〇・七ヘクタール
高知県	〇・八ヘクタール
福岡県	〇・九ヘクタール
佐賀県	〇・七ヘクタール
長崎県	〇・七ヘクタール
熊本県	〇・六ヘクタール
大分県	〇・九ヘクタール
宮崎県	〇・七ヘクタール
鹿児島県	〇・七ヘクタール

附則
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一年をこ

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- この法律の施行前に改正前の農地法（以下「旧法」という。）第三条第一項若しくは第五条第一項又はこれらの規定に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の農地法（以下「新法」という。）第三条第一項若しくは第五条第一項又はこれらの規定に基づく命令の相当規定によつてしたものとなす。
- この法律の施行前に旧法第八十一条の規定による公示があつた小作地又は小作採草放牧地のその公示に係る買取については、なお従前の例による。
- この法律の施行前に旧法第十四条第二項又は第十五条第二項で準用する旧法第十一条第一項又は第二項の規定による買取令書の交付又はその交付に代わる公示があつた土地、立木、工作物又は水の使用に関する権利のその買取令書の交付又はその交付に代わる公示に係る買取については、なお従前の例による。
- この法律の施行前に旧法第十五条の二第三項の規定による公示があつた農地又は採草放牧地のその公示に係る買取については、なお従前の例による。
- 前三項の規定により従前の例によつて国が買取した土地、立木、工作物又は水の使用に関する権利は、新法第二章第五節並びに第七十八条及び第八十条の規定の適用については、新法第九條第一項若しくは第二項、第十四条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二第一項若しくは第二項の規定により国が買取したものとみなす。
- この法律の施行前に成立した合意に基づいてする合意による解約及び十年以上の期間の定めがある賃貸借でこの法律の施行の日において残存期間が十年未満であるもののその残存期間の満了前にする更新をしない旨の通知については、新法第二十条第一項ただし書の規定にかか

わらず、なお従前の例による。

- この法律の施行の際現に設定されている地上権、永小作権又は賃借権（その賃借権に係る賃貸借が更新された場合におけるその更新後のものを含む。）であつてその設定の相手方が個人であるものに係る小作料については、この法律の施行の日から起算して十年をこえない範囲内において政令で定める日までは、新法第二十一条から第二十四条の三まで及び第八十五条第七項の規定は適用せず、旧法第二十一条から第二十四条まで及び第八十五条第七項の規定はなおその効力を有する。
- 前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十一条第一項の基準については、農林大臣は、毎年経済事情等を勘案して検討を加えるものとし、その検討の結果必要があるときは、その基準の変更を行なうものとする。
- この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行後にした行為であつて附則第七項の規定により従前の例によることとされるもの及び附則第八項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の規定に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (他の法律の一部改正)
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
第一百条の見出し中「旧自作農創設特別措置法等」を「農地法」に改める。
自作農維持資金融通法（昭和三十年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「行おう」を「行なう」に改め、同項第一号中「行おう」を「行なう」に改め、同項第二号中「（同条第三項に規定する自作採草放牧地をいう。）を（耕作又は養畜の事業を行なう者が所有権に基づいてその事業に供している採草放牧地をいう。）」に改める。

理由

最近における農業の動向にかんがみ、農地等に係る権利の移動の円滑化を通じて農業経営の規模の拡大に資するとともに、土地の農業上の効率的な利用を図るため、農地等の賃貸借の規制の緩和、小作料統制の廃止、小作料の標準額に関する制度の創設、小作地所有制限の緩和、農地等の権利取得の適正化、農業生産法人の要件の緩和、草地利用権に関する制度の創設、農地等に係る紛争の和解の仲介制度の整備等をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小沢(辰)政府委員 農地法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

戦後の農地改革により広範に自作農が創設され、これによってわが国の農業生産力は画期的な発展を遂げ、農業者の経済的、社会的地位の向上をもたらしたのみならず、戦後における日本経済の復興と繁栄に大きく寄与したことは、あらためて申し上げるまでもありません。現行農地法は、このような農地改革の成果を維持するという大きな使命をなっているものであります。

ひるがえってわが国の農業の現状を見ますと、国民経済の高度成長が農業就業人口の急速な減少と兼業化をもたらし、その過程を通じて農業生産の選択的拡大と農業機械化が進んだものの、経営規模はなお零細であり、このため、生産性の向上をはかるにもおのずから限界があることを否定し得ない実情にあります。

したがって、農業の生産性を高め、国民食糧の安定的な供給と農業従事者の所得の増大をはかるという農政の基本目標を実現するためには、農地がより生産性の高い経営によって効率的に利用されるようにその流動化を促進し、農業構造の改善をはかることが肝要であります。政府といたしましては、このような観点から農地法の改正をいたすこととした次第であります。

なお、この法律案は、第五十八回国会に提出

し、審議未了となったものとはほぼ同一の内容であります。本国会に再度提出したものであります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一は、農地法の目的についての改正であります。これは、以上述べました趣旨に基づき、土地の農業上の効率的な利用をはかるため、その利用関係を調整することを現行農地法の目的に追加するものであります。

第二は、農地等の権利移動の制限についての改正であります。まず、近年における農業技術の進歩等にかんがみて、本人またはその家族がみずから農業を行なうのであれば、上限面積の制限や雇用労働力の制限を設けないこととするともに、兼業化の進行に照応して、下限面積制限を五十アールに引き上げることとし、また、国が売り渡した農地につきましては、その売り渡し後十年を経過したものはこれを貸し付けることができることとし、さらに、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等をはかるため、農地保有合理化促進事業を行なう非営利法人が農地等の権利を取得することができるとして、農地が農業に専念する農家により効率的に利用されるよう配慮したのであります。

第三は、集団的生産組織の育成と土地の効率的利用に資するため、農業生産法人の要件を実情に即して緩和することとし、その法人の役員の過半が農地の提供者であり、かつ、農作業に常時従事するものでなければならぬ旨の要件を課して、従来の借入地面積の制限、雇用労働力の制限等は廃止することといたしております。また、農業協同組合が組合員から農業経営の委託を受ける場合には、農地の権利の取得を認めることといたしております。

第四は、小作地の所有制限についてであります。が、さきに述べました農地保有合理化促進事業を行なう非営利法人、または農業生産法人に貸し付けられている小作地、及び農業協同組合に対し農

業経営の委託がされている小作地につきましては、小作地の所有制限をしないことといたします。ほか、農業をやめて住所を他へ移した場合に、従来住んでいた市町村の区域内に所有していた農地につきましても、在村の場合と同じ面積まで小作地の所有を認めることといたしております。これらは、いわゆる旧地主制の復活を意味するものではありません。他産業に従事しようとする農家の所有する農地が効率的に利用されるよう配慮したものであります。

第五は、農地等の賃貸借の解約、更新拒絶等についての規制を緩和することとし、賃貸借について合意により解約する場合、及び十年以上の期間の定めのある賃貸借、または水田裏作の賃貸借についてその更新をしない場合には、許可を要しないことといたしております。

第六は、小作料の最高額統制制度を廃止することといたしております。これは、農業者の経済的、社会的地位が向上し、また雇用の機会の増大した現在では、当事者の自由な契約にゆだねても、戦前のような高額の小作料が発生する余地は、一般的にはないものと判断されるからであります。しかし、現に存する小作地につきましても、小作農の経営に急激な変化を与えることを避けるため、なお十年をこえない範囲内において、政令で定める日まで小作料の統制を続けることといたしております。

以上の賃貸借に関する規制の緩和により、他産業に従事する者が、その所有する農地を農業に専念する農業者に貸しやすくなり、土地の効率的利用に資することとなると考えるのであります。

第七は、草地利用権設定制度の新設であります。これは、畜産物の需要の増加に対応して飼料の生産基盤の拡大強化をはかるため、未利用の里山等につきましても、市町村または農業協同組合が共同利用施設として草地造成をする必要がある場合に、それが国土資源の利用という総合的見地から妥当とされるときは、一定の手続のもとに草地利用権を設定することにつき所有者等に協議を求

め、これがととのわななきには、都道府県知事の裁定を受けることができる制度であります。

以上が、本法案の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○丹羽委員長 以上で趣旨説明は終わりました。

○丹羽委員長 次に、第五十八回国会から継続審査になつております内閣提出、国有林野の活用に関する法律案、農業協同組合法の一部を改正する法律案及び農業振興地域整備に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

国有林野の活用に関する法律案

国有林野の活用に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号)第四条の規定の趣旨に即し、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上のための国有林野の活用につき、国の方針を明らかにすること等により、その適正かつ円滑な実施の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国有林野」とは、国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野をいい、「国有林野の活用」とは、同法、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)その他の法令の規定に基づき、国有林野を貸し付け、使用させ、交換し、売り払い、若しくは譲渡し、国有林野の所管換若しくは所屬替をし、又は国有林野につき部分林野契約若しくは共用林野契約を締結することをいう。

2 この法律において「農林業の構造改善」とは、

農業構造の改善及び林業構造の改善をい、
「農業構造の改善」及び「林業構造の改善」とは、
それぞれ、農業基本法（昭和三十六年法律第百
二十七号）第二条第一項第三号の農業構造の改
善及び林業基本法第三条第一項第二号の林業構
造の改善をいう。

（国有林野の活用）の推進

第三条 農林大臣は、国有林野の所在する地域に
おける農林業の構造改善その他産業の振興又は
住民の福祉の向上に資するため、国有林野の管
理及び経営の事業の適切な運営の確保に必要な
考慮を払いつつ、次の各号に掲げる国有林野の
活用で当該各号に掲げる者を相手方とするもの
（第一号に掲げる国有林野の活用にあつては、
同号に掲げる者に売り払うことを目的とする所
属を含む。）を積極的に行なうものとする。

一 農業構造の改善の計画的推進又は農業生産
の選択的拡大の促進のための農用地（土地改
良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二
条第一項に規定する農用地をいう。）の造成
の事業で農林省令で定めるものの用に供する
ことを目的とする国有林野の活用

農業を営む個人、農地法（昭和二十七年法
律第二百二十九号）第二条第七項に規定する
農業生産法人、農業協同組合、地方公共団体
その他農林省令で定める者

二 前号に掲げる事業の用に供することを目的
として譲渡された土地で林業経営の用に供さ
れていたものに代わるべき土地として林業經
営の用に供することを目的とする国有林野の
活用

三 当該譲渡をした者で農林省令で定めるもの
三 林業構造の改善の計画的推進のための小規
模林業経営の規模の拡大その他林業経営の近
代化の事業で農林省令で定めるものの用に供
することを目的とする国有林野の活用
林業を営む個人で農林省令で定めるもの又は
農業協同組合（昭和二十二年法律第百

三十二号）第七十二条の八第一項第二号に掲
げる事業を行なう農事組合法人、森林法（昭
和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条
第一項第二号に掲げる事業を行なう森林組合
その他の小規模林業経営を行なう者が主たる
構成員若しくは出資者となつていてる団体で農
林省令で定めるもの

四 国有林野の所在する地域の市町村の住民又
は当該市町村内の一定の区域に住居を有する
者が共同して行なう造林及び保育、家畜の放
牧又は養畜の業務のための採草で農林省令で
定めるものの用に供することを目的とする国
有林野の活用（前三号に掲げるものを除く。）

当該造林及び保育、家畜の放牧若しくは養
畜の業務のための採草を行なう者若しくはこ
れらの者が主たる構成員若しくは出資者とな
つていてる団体で農林省令で定めるもの又は当
該市町村

五 国有林野の所在する地域の産業の振興又は
住民の福祉の向上のために必要な事業で公
用、公共用又は公益事業の用に供する施設に
関するものの用に供することを目的とする国
有林野の活用

当該事業を行なう者
六 前各号に掲げるもののほか、国有林野の所
在する地域の産業の振興又は住民の福祉の
向上のために必要な事業で山村振興法（昭和
四十年法律第六十四号）第八条第一項の山村
振興計画に基づくものの用に供することを目
的とする国有林野の活用

農事組合法人、農業協同組合、森林組合、
地方公共団体その他農林省令で定める者
二 前項の規定による国有林野の活用は、当該国
有林野の位置その他の自然的経済的諸条件から
みて合理的なものであるとともに、当該国有林
野の所在する地域の経済的又は社会的実情を考
慮しかつ当該地域の住民の意向を尊重したもの
でなければならない。

（国有林野の活用に関する基本的事項の決定及
び公表）
第四条 農林大臣は、前条第一項の規定による国
有林野の活用につき、その推進のための方針、
適地の選定方法その他当該活用の実施に関する
基本的事項を定め、これを公表しなければならない。

（国有林野の活用）の適正な実施
第五条 農林大臣は、第三条第一項各号に掲げ
る者から当該各号に掲げる国有林野の活用を受
けたい旨の申出があつたときは、必要な現地調
査を行なつて、すみやかに当該活用適否を決
定するとともに、当該活用を行なうに当たつて
は、用途を指定し、買戻しの特約をつける等当
該活用に係る土地の利用が当該活用目的に従
つて適正に行なわれるようにするための必要な
措置を講じなければならない。

（国有林野の活用を受けた者の義務）
第六条 第三条第一項の規定による国有林野の活
用を受けた者は、当該活用目的に従つて、当
該活用に係る土地の利用を適正に行なうととも
に、その利用の増進に努めなければならない。

（延納の特約）
第七条 農林大臣は、第三条第一項の規定による
国有林野の活用で同項第一号から第三号までに
掲げるものに該当する土地の売払い又は当該活
用に伴う立木竹の売払いをする場合において、
当該売払いを受ける者がその代金を一時に支払
うことが困難であると認めるときは、国有財産
法第三十一条第一項の規定にかかわらず、確実
な担保を徴し、利息を附し、二十五年以内の延
納の特約をすることができ、この場合には、同
条第二項及び第三項（同項第二号を除く。）の規
定を準用する。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由
国有林野の所在する地域における農林業の構造

改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上のため
の国有林野の活用適正かつ円滑な実施の確
保を図るため、これについての国の方針を明らか
にする等の必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

農業協同組合法の一部を改正する法律案
農業協同組合法の一部を改正する法律
農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二
号）の一部を次のように改正する。

第十条第七項中「又は」及び「農林中央金庫
その他主務大臣の指定する金融機関の業務の代理
をし」を削り、「内国為替取引」を「内国為替取引
をし、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定す
る金融機関の業務の代理」に改め、同条第五項中
「第一項第二号若しくは第八号又は第二項」を「第
一項第一号、第二号若しくは第八号、第二項又は第
三項」に、「前項但書の規定の適用については、
第一項第二号」を「第五項ただし書の規定の適用
については、第一項第一号の事業にあつては組合
員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以
外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期
積金を担保として貸し付ける場合におけるこれら
の者、同項第二号」に、「第二項の事業にあつて
は」を「第二項又は第三項の事業にあつては」に、
「当該信託」を「当該委託を受け又は当該信託」に
改め、同条第四項中「施設」の下に「（次項の規
定によるものを除く。）」を加え、「但し」を「ただ
し」に、「超えて」を「こえて」に改め、同項の
次に次の一項を加える。

組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨
げない限度において、定款の定めるところにより
り、地方公共団体又は銀行その他の金融機関に
対する資金の貸付け（地方公共団体に係るもの
にあつては、政令で定めるものに限る。）をす
ることができ、

第十条第二項中「前項第一号」を「第一項第一
号」に改め、同条第一項の次に次の一項を加え

第一類第八号 農林水産委員會議録第六号 昭和四十四年三月四日

る。組合員に出資をさせる農業協同組合は、前項に規定する事業のほか、組合員の委託を受けて行なう農業の経営の事業をあわせ行なうことができる。

第十條の六第一項及び第十條の七から第十條の十一までの規定中「第十條第二項」を「第十條第三項」に改める。

第十六條第一項の次に次の一項を加える。

農業協同組合連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その会員に対して、当該組合員が農業協同組合である場合にあっては当該農業協同組合の組合員（准組合員を除く。）の数、当該組合員が農業協同組合連合会である場合にあっては当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する農業協同組合の組合員（准組合員を除く。）の数及び当該農業協同組合の当該農業協同組合連合会構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権及び選挙権を与えることができる。

第三十條第五項中「一人」の下に「（第十六條第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える農業協同組合連合会にあっては、選挙権一個）」を加える。

第三十九條第一項中「貸借対照表」の下に「損益計算書」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。

第四十四條第一項第七号中「貸借対照表」の下に「損益計算書」を加える。

第四十八條第三項中「少くとも百人以上」を「その選挙の時における組合員（准組合員を除く。）の総数の五分の一（その総数が二千五百人をこえる組合にあっては、五百人）以上」に改め、同條第六項中「總會に関する規定」の下に「（第十六條第二項、第六十四條第一項及び第二項並びに第六十五條第一項の規定を除く。）」を加え、「第十六條第二項後段」を「第十六條第三項後段」に、「同條第四項」を「同條第五項」に改め、同條第七項中「役員選挙又は選任及び」及び「並びに

定款の変更、解散及び合併の決議」を削り、同條の次に次の一條を加える。

第四十八條の二 總會において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、定款の定めるところにより、遅滞なくこれを組合員（准組合員を除く。）の投票に付さなければならぬ。

前項の規定による投票には、第十六條第一項及び第二項並びに第三十條第四項から第八項までの規定を準用する。この場合において、第三十條第六項中「選挙管理者」とあるのは「組合員投票管理者」と、同條第七項中「選挙管理者は選挙録」とあるのは「組合員投票管理者は組合員投票録」と読み替へるものとする。

第五十八條第六項中「以て」を「もつて」に、「行う」を「行なう」に、「第十六條第二項後段」を「第十六條第三項後段」に改め、同條第七項中「第三項乃至第五項」を「第四項から第六項まで」に改める。

第六十四條第四項中「第一項の事由に因る外」を「第一項及び前項の事由によるほか」に、「因つて」を「よつて」に改め、同條第五項中「行う」を「行なう」に、「前項の事由に因る外」を「前二項の事由によるほか」に、「取消」を「取消し」に、「因つて」を「よつて」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

第一項の事由によるほか、組合は、總會において解散の議決があり、かつ、これにつき総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が投票した第四十八條の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成があつたことによつて解散する。この場合には、前二項の規定を準用する。

第六十五條第一項中「議決し」を「議決するか、又は總會において合併を議決し、かつ、これにつき総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が投票する第四十八條の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得」に改める。

第六十九條第二項中「行う」を「行なう」に、「第六十四條第五項」を「第六十四條第六項」に改める。

第七十二條の九中「農事組合法人」の下に「（以下農業経営農事組合法人という。）」を加え、「五分の一」を「二分の一」に改める。

第七十二條の十に次の二項を加える。

前項の規定の適用については、農業経営農事組合法人の組合員が農民でなくなり又は死亡した場合におけるその農民でなくなつた者又はその死亡した者の相続人であつて農民でないものは、その農業経営農事組合法人との関係においては、農民とみなす。

農業経営農事組合法人の組合員のうち前項の規定により農民とみなされる者の数は、総組合員の数の三分の一をこえてはならない。

第七十二條の十三第一項第三号中「貸借対照表」の下に「損益計算書」を加える。

第七十三條の十四中「各々一個」を「各一個」に改め、「全国中央会の正会員は、」の下に「各一個の」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同條に次の一項を加える。

中央会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その正会員（全国中央会にあっては、同項ただし書に規定する者であるものを除く。）に対して、当該正会員が農業協同組合である場合にあっては当該農業協同組合の組合員（准組合員を除く。）の数、当該正会員が農業協同組合連合会である場合にあっては当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する農業協同組合の組合員（准組合員を除く。）の数及び当該農業協同組合の当該農業協同組合連合会構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権（第七十三條の二十二第一項の規定により代議員をもつて總會を組織する都道府県中央会の正会員及び全国中央会の正会員にあっては、代議員の選挙権）を与えることができる。

第七十三條の二十二第二項中「第三十條第四項

乃至第八項」を「第三十條第四項から第八項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十條第五項中「第十六條第二項」とあるのは「第七十三條の十四第二項」と、「農業協同組合連合会」とあるのは「都道府県中央会」と読み替へるものとする。

第七十三條の二十三第三項中「正会員の数」の下に「（第七十三條の十四第二項の規定により正会員に対して二個以上の選挙権を与える場合にあっては、正会員の有する選挙権の数）」を加える。

第七十三條の二十五第三項中「第十六條第二項乃至第五項」を「第十六條第三項から第六項まで」に、「第十六條第二項後段」を「第十六條第三項後段」に改め、「都道府県中央会の会長」の下に「副会長若しくは理事」を加え、「同條第四項」を「同條第五項」に改める。

第九十六條に次の一項を加える。

第四十八條の二第二項の規定による投票については、前項の規定を準用する。

第一百一條第十二号中「第六十四條第四項」を「第六十四條第五項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際に設けられている総代会については、この法律の施行の際に在任する総代のすべてにつきその任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。

3 農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二號）の一部を次のように改正する。

第三十五條第三項中「同條第五項」を「同條第八項」に改める。

4 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九號）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第八号中「第十條第二項」を「第十條第三項」に改める。

理由

最近における農業及び農業協同組合をめぐる諸情勢の推移にかんがみ、農業生産の効率化に資するため、農業協同組合による農業経営の受託のみをひらき、及び農事組合法人制度の改善を行なうとともに、農業協同組合及び同連合会の管理運営の適正円滑化に資するため、総代会制度その他につき所要の改善を行なう等の必要がある。これ、この法律案を提出する理由である。

農業振興地域の整備に関する法律案

農業振興地域の整備に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 農業振興地域整備基本方針(第四条—第五条)

第三章 農業振興地域の指定等(第六条—第七條)

第四章 農業振興地域整備計画(第八条—第十九條)

第五章 土地利用に関する措置(第十四条—第十九條)

第六章 雑則(第二十條—第二十三條)

第一章 総則

第一条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に關し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

(農業振興地域の整備の原則)

第二条 この法律に基づき農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地

からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び張成すること並びに当該農業地域について農業に關する公共投資その他農業振興に關する施策を計画的に推進することを旨として行なうものとする。

(定義)

第三条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地

二 木竹の生育に供され、あわせて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(前号に掲げるものを除く。)

三 前二号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地

第二章 農業振興地域整備基本方針

第四条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に關し農業振興地域整備基本方針を定めるものとする。

2 農業振興地域整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業振興地域の指定の基準に關する事項

二 農業振興地域として指定することと相當とする地域の位置及び規模に關する事項

三 農業振興地域における土地の農業上の用途区分の基準に關する事項

四 農業振興地域における農業生産の基盤の整備及び開発、農地保有の合理化並びに農業の近代化のための施設の整備に關する基本的な事項

3 農業振興地域整備基本方針は、国土総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、新産業都市建設基本計画、工業整備特別地域整備基本

計画、山村振興計画、離島振興計画その他法律の規定による地域振興に關する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に關する国の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

4 農林大臣は、都道府県知事に対し、農業振興地域整備基本方針の作成について、国の農業に關する施策の適正な実施の見地から必要な勧告をするものとする。

5 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めようとするときは、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

6 農林大臣は、前項の承認をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(農業振興地域整備基本方針の変更)

第五条 都道府県知事は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備基本方針を変更するものとする。

2 前条第四項から第七項までの規定は、農業振興地域整備基本方針の変更について準用する。

第三章 農業振興地域の指定等

第六条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。

2 農業振興地域の指定は、その自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相當であると認められる地域で、次に掲げる要件のすべてをそなえるものについて、するものとする。

一 その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相當規模の土地があること。

二 その地域における農業就業人口その他の農業経営に關する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。

三 国土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相當であると認められること。

3 農業振興地域の指定は、都市計画法(昭和四十三年法律第 号)第七條第一項の市街化区域と定められた区域で、同法第二十三條第一項の規定による協議がとつたものについては、してはならない。

4 都道府県知事は、農業振興地域を指定しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

5 農業振興地域の指定は、農林省令で定めるところにより、公告してしなければならない。

6 都道府県知事は、農業振興地域を指定したときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

(農業振興地域の区域の変更等)

第七条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した農業振興地域の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。

第四章 農業振興地域整備計画

(市町村の定める農業振興地域整備計画)

第八条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

三 農地保有の合理化のための農用地及び農用地等とすることが適当な土地に関する権利の取得の円滑化に関する事項

四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

3 市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

（都道府県知事の定める農業振興地域整備計画）

第九條 都道府県は、政令で定めるところにより、前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項で受益の範囲が広域にわたるものその他当該都道府県における農業振興地域を越える広域の見地から定めることが相当であるものを内容とする農業振興地域整備計画を定めることができる。

2 都道府県は、前項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、関係市町村の同意を得なければならない。

（農業振興地域整備計画の基準）

第十條 農業振興地域整備計画は、農業振興地域整備基本方針に適合するとともに第四條第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、当該農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。

2 市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならない。

3 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち第八條第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）は、当該農業

振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地で、その土地の位置その他の条件及び当該農業振興地域における農業経営の動向からみて当該農業振興地域において農業の振興を図るための措置を総合的かつ計画的に実施するためにはその土地の農業上の利用を確保することが必要であるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要限度において区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。

（農用地利用計画の決定手続）

第十一條 市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするときは、その旨を公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案をその公告の日から三十日間縦覧に供しななければならない。

2 前項の農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に市町村にこれを申し出ることができる。

3 市町村は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、第一項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

4 前項の規定による決定に対して不服がある申出人は、その決定があつた日の翌日から起算して三十日以内に都道府県知事に對し審査を申し立てることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による審査の申立てを受理したときは、審査の申立てを受理した日から六十日以内にこれを裁決してなければならない。

6 第二項の規定による異議の申出又は第四項の規定による審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法（昭和三十三年法律第六十号）中異議申立て又は審査請求に関する規定（同法第

十四條第一項本文及び第四十五條を除く。）を準用する。

7 市町村は、第二項の規定による異議の申出がないとき、異議の申出があつた場合においてそのすべてについて第三項の規定による決定があり、かつ、第四項の規定による審査の申立てがなかつたとき、又は審査の申立てがあつた場合においてそのすべてについて第五項の規定による裁決があつたときでなければ、第八條第三項の認可の申請をしてはならない。

8 第三項又は第五項の規定による決定又は裁決については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。農用地利用計画についての不服を理由とする第八條第三項の認可についての不服申立てについても、同様とする。

9 市町村は、国有地を含めて農用地区域を定めようとするときは、その国有地を所管する各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四條第二項に規定する各省各庁の長をいう。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。

10 各省各庁の長は、前項の承認の申請があつた場合において、その国有地についての長期にわたる利用方針を勘案して、その国有地を農用地等としての利用に供することが適当であると認めるときは、その承認をするものとする。

（農業振興地域整備計画の公告等）

第十二條 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、都道府県に於ては農林大臣及び関係市町村長に、市町村に於ては都道府県知事を經由して農林大臣に、当該農業振興地域整備計画書の写しを送付しなければならない。

2 都道府県知事又は市町村長は、農林省令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画書の写しを当該都道府県又は市町村の事務所において縦覧に供しななければならない。

（農業振興地域整備計画の変更）

第十三條 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九條第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に對し、当該市町村の定めた農業振興地域整備計画について前項の規定による変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 第八條第三項及び第十一條の規定は市町村が行なう第一項の規定による変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について、第九條第二項の規定は都道府県が行なう第一項の規定による変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について、前条の規定は同項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第二項中「当該農業振興地域整備計画」とあるのは、「当該変更後の農業振興地域整備計画」と読み替へるものとする。

第五章 土地利用に関する措置

（土地利用についての勧告）

第十四條 市町村長は、農用地区域内にある土地が農用地利用計画において指定した用途に供されていない場合において、農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に對し、その土地を当該農用地利用計画において指定した用途に供すべき旨を勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に對し、その土地を農用地利用計画において指定した用途に供するためその土地に

ついで所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で市町村長の指定を受けたものとの土地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に關し協議すべき旨を勧告することができ、

(都道府県知事の調停)

第十五条 市町村長が前条第二項の規定による勧告をした場合において、その勧告に係る協議がととのわず、又は協議をすることができないときは、同項の指定を受けた者は、その勧告があつた日から起算して二箇月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転につき必要な調停をなすべき旨を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、すみやかに調停を行なうものとする。

3 都道府県知事は、第一項の調停を行なう場合には、当事者の意見をきくとともに、関係市町村長に対し助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第十六条 国及び地方公共団体は、農用地利用計画を尊重して、農用地区域内にある土地の農業上の利用が確保されるように努めなければならない。

(農地等の転用の制限)

第十七条 農林大臣及び都道府県知事は、農用地区域内にある農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地についての同法第四条第一項、第五条第一項及び第七十三条第一項の許可に關する処分を行なうに当たっては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途

に供されないようにしなければならない。

(農地等についての権利の取得のあつせん)

第十八条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第六条第二項の規定に基づき、農用地区域内にある同条第一項の農地等について、所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんを行なうに当たっては、農業振興地域整備計画に基づき、これらの土地に關する権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるようにしなければならない。

(適用除外)

第十九条 農用地区域内にある土地であつて、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む)があり、かつ、その告示に係る事業の用に供されるものについては、この章の規定を適用しない。

第六章 雑則

(援助)

第二十条 国及び都道府県は、農業振興地域整備計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうように努めるものとする。

(生活環境施設の整備)

第二十一条 国及び地方公共団体は、農業振興地域整備計画の達成に資するため、当該農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備を促進するように努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

第二十二条 国は、農用地区域内において農用地等としての利用に供するため必要があると認めるときは、普通財産を譲り渡し、又は貸し付けることができる。

2 国は、林業基本法(昭和三十一年法律第六十一号)第四条の規定の趣旨に即し、農業振興

地域における農業の振興に資するため積極的に国有林野の活用を図るよう努めるものとする。

(土地の譲渡に係る所得税等の軽減)

第二十三条 個人がその所有する土地を第十四条第二項の規定による勧告に係る協議、第十五条第一項の調停又は第十八条の規定による農業委員会等のあつせんによつて譲り渡した場合に、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の定めるところにより、その譲渡に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を軽減する。

2 前項に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の所有権の取得の登記については、租税特別措置法の定めるところにより、登録免許税を軽減する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六條第三項の規定は、都市計画法の施行の日から施行する。

(農林省設置法の一部改正)

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第九條第一項第八号及び第三十六條第五号中「農山漁村」を「農業振興地域整備計画その他農山漁村」に改める。

理由

最近における農業の動向及び農業地域における土地利用等の状況にかんがみ、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、土地の農業上の有効利用、農地保有の合理化及び農業の近代化のための施設の整備に關し必要な施策を計画的に推進するため、農業振興地域の指定をし、及び農業振興地域整備計画の樹立するとともに、この計画の達成のために必要な措置

を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○丹羽委員長 以上の各案につきまして、第五十八回国会におきまして、すでに趣旨説明を聴取いたしておりますので、これを省略することとし、各案について補足説明を聴取いたすこととしたし、たと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○丹羽委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、各案について順次補足説明を聴取いたします。片山林野庁長官。

○片山政府委員 国有林野の活用に関する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容を御説明申し上げます。

第一は、この法律の目的で、第一条に規定してあります。さきに提案理由でも述べましたように、この法律は、林業基本法第四條の規定の趣旨に即し、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善、その他産業の振興または住民の福祉の向上のための国有林野の活用につきまして、国の基本的態度を明らかにすること等により、その適正かつ円滑な実施の確保をはかることを目的とするものとしております。

なお、第二条におきましては、この法案において用いる農林業の構造改善、国有林野の活用等の用語の定義を規定しております。

第二は、この法律の目的達成のため、農林大臣は、国有林野の管理及び経営の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ、国有林野の活用を積極的に進めようとし、これを第三条に規定しております。まず、積極的に進めようとする種類の、次の

六つに分けて規定しております。すなわち、その一は、農業構造の改善の計画的推進等のための農用地の造成の事業の用に供することを目的とする国有林野の活用であります。

その二は、この農用地の造成の事業の用に供するために譲渡された土地の代替地として、林業経営の用に供することを目的とする国有林野の活用であります。

その三は、林業構造の改善の計画的推進のための小規模林業経営の規模の拡大、その他林業経営の近代化の事業の用に供することを目的とする国有林野の活用であります。

その四は、国有林野の所在する地域において、その住民等が共同して行なう造林、家畜の放牧等のための部分林または共用林野に供することを目的とする国有林野の活用であります。

その五は、国有林野の所在する地域において、公用、公共用または公益事業の用に供する施設に関する事業の用に供することを目的とする国有林野の活用であります。

その六は、これらの活用のほか、山村振興計画に基づく事業の用に供することを目的とする国有林野の活用であります。

次に、国有林野の活用は、その国有林野の位置その他の自然的、経済的諸条件からみて合理的なものであるとともに、その国有林野の所在する地域の経済的または社会的実情を考慮し、かつ、その地域の住民の意向を尊重したものでなければならぬ旨を規定いたしております。

第三は、国有林野の活用に関する基本的事項の決定及び公表で、第四条の規定であります。すなわち、農林大臣は、国有林野の活用につき、その推進のための方針、適地の選定方法その他活用の実施に関する基本的事項を定め、これを公表しなければならぬこととしております。

第四は、国有林野の活用の適正な実施のための措置で、第五条の規定であります。すなわち、農林大臣は、国有林野の活用を受けたい旨の申し出があったときは、現地調査を行なつて、すみやかに

に活用の適否を決定するとともに、活用を行なうにあつては用途の指定をする等、その土地の利用が適正に行なわれるようにするための必要な措置を講じなければならないものとしております。

第五は、国有林野の活用を受けた者の義務についての第六条の規定であります。国有林野の活用を受けた者は、活用の目的に従つて、その土地の利用を適正に行なうとともに、その利用の増進につとめなければならないものとしております。

第六は、以上による国有林野の活用の円滑な実施をはかるため、農林大臣は、第二に述べました国有林野の活用で、農林業の構造改善の用に供することを目的とするものに該当する土地の売り払い、またはその活用に伴う立木竹の売り払いをする場合には、二十五年以内の延納の特約をすることができるとしております。

以上をもちまして、本法案についての補足説明を終わります。

○丹羽委員長 池田農政局長。

○池田政府委員 農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下、その内容の概略を御説明申し上げます。

第一に、農協による農業経営の受託事業につきましては、この事業の性格にかんがみ、事業主体を出資者の農業協同組合とするとともに、他の事業とあわせ行なわなければならないこととしております。なお、この事業の実施につきましては、受託農地の集団的な利用や、高性能機械施設の使用などにより、効率的な経営が実現されるように指導してまいりたいと考えております。

第二に、農事組合法人制度につきましては、農業経営を行なう農事組合法人につき、最近における諸情勢の変化に即応し、農民の協同組織という

基本的性格を保持しつつ、他の生産組合制度との均衡をも考慮して、組合員資格及び員外従事者に関する制限を緩和することとしております。すなわち、定款で定めた場合には、加入の後に農民でなくなった者等については、その農事組合法人との関係においては、組合員たる資格を有するものとし得ることとする。これによつて組合員たる資格を有するものとされる者の数は、定款変更等特別議決の場合の議決要件などを勘案して、総組合員の三分の一をこえてはならないこととしております。また、員外従事者の数につきまして、常時従事者の五分の一以内という現行の制限を、二分の一以内に緩和することとしております。

第三に、総代会につきましては、大規模農協の管理運営の円滑化に資するため、従来行なうことができなかった、役員を選挙または選任及び定款の変更の決議をなし得ることとしております。また、解散及び合併につきましては、総代会において議決をし、さらに、これにつき組合員の直接投票において総組合員の半数以上が投票し、その投票数の三分の二以上の多数による賛成を得ることによつても、これを行ない得ることとしております。このような措置に伴い、組合員の意思を総代会に對しよりよく反映させる必要があると考えられますので、総代の定数につき、現行の百人という最低限度を引き上げ、原則として総組合員の五分の一以上でなければならないこととしております。

第四に、農業協同組合連合会の会員の議決権及び選挙権につきましては、会員が農業協同組合である場合にはその正組合員数、会員が連合会である場合にはその直接または間接の構成員たる農業協同組合の正組合員数等に基づき、定款の定めるところにより付加して与え得ることとしております。なお、付加して与える議決権及び選挙権の数につきましては、一、二、三、四の原則に對する例外である趣旨にかんがみ、政令で一定の制限を課することを予定しております。また、中央会につ

きまして、都道府県中央会にあっては会員の議決権及び選挙権の数、全国中央会にあっては代議員の選挙における会員の選挙権の数等につき、同趣旨の措置を講ずることとしております。

以上のほか、信用事業につきまして、組合員の世帯員、地方公共団体等の非営利法人または銀行その他の金融機関に対する資金の貸し付けに関する取り扱ひを、中小企業金融機関における取り扱ひとの均衡を考慮して改正するとともに、制度金融の動向にかんがみ、その適正な取り扱ひがはかられるように、信用事業を行なう農業協同組合連合会が間接構成員のために、指定金融機関の業務代理をすることができるようになることとしております。そのほか、組合経営の健全化に資するため、損益計算書を総会の議決事項として加えるなどの改正をすることとしたとしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明といたします。

次に、農業振興地域の整備に関する法律案につきまして、提案理由説明を補足して御説明申し上げます。

まず、農業振興地域の整備の原則に関する第二条の規定であります。すなわち、この法律に基づき農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展をはかるため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、国土資源の合理的な利用の見地から土地の利用の調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業地域を保全し及び形成すること、当該農業地域について、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することとを旨として行なうものとしていのであります。

第三条におきましては、この法律にいう農用地等とは、農地法における農地または採草放牧地に該当する土地、及び木竹の生育とあわせて採草または家畜の放牧の目的に供される土地のほか、これらの土地の保全または利用上必要な農道、水路等の施設の用に供される土地を含むものとしてお

ります。

次に、農業振興地域整備基本方針に関する第二章の規定であります。

都道府県知事は、農林大臣の承認を受けて、当該都道府県における農業振興地域整備基本方針を定めるものとしておりますが、その内容は、農業振興地域の指定の基準及び農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模と、農業振興地域における土地の農業上の用途区分の基準、農業生産基盤の整備開発、農地保有の合理化及び農業近代化のための施設の整備に関する基本的な事項としております。この基本方針は、国土総合開発計画、首都圏整備計画その他の地域整備計画、山村振興計画その他の地域振興計画、及び道路、河川、鉄道等に関する国の計画、並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならぬものとしております。

なお、農林大臣は、都道府県知事に対し、農業振興地域整備基本方針の作成について、国の農業に関する施策の適正な実施の見地から必要な勧告をするものとしております。

また、都道府県知事は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備基本方針を変更するものとしております。

次に、農業振興地域の指定等に関する第三章の規定であります。

都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、関係市町村と協議して、農業振興地域を指定するものとしております。農業振興地域の指定は、一体として農業の振興をはかることが相当であると認められる地域で、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業の生産性の向上その他農業経営の近代化がはかられる見込みが確実であつて、土地の農業上の利用の高度化をはかることが相当であると認められる等の要件を備えた地域についてするものとしております。なお、新都市計画法の市街化区域で、農林大臣との協議がとつたものについては指定をしないものと

のとしております。

さらに、都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針の変更により、または経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、農業振興地域の区域を変更し、またはその指定を解除するものとしております。

次に、農業振興地域整備計画につきまして第四章において規定してあります。

農業振興地域の指定がなされますと、農業振興地域の区域の全部または一部がその区域内にある市町村は、都道府県知事の認可を受けて、その区域内にある農業振興地域について、農業振興地域整備計画を定めなければならないこととしております。農業振興地域整備計画においては、農用地区域、すなわち農用地等として利用すべき土地の区域とその区域内にある土地の農業上の用途区分を定めた農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発、農地保有の合理化のための土地に関する権利の取得の円滑化及び農業近代化のための施設の整備に関する事項を定めるものとしております。

また、都道府県は、関係市町村の同意を得て、農業生産基盤の整備開発、土地に関する権利の取得の円滑化または農業近代化のための施設の整備に関する事項で、受益の範囲が広域にわたるもの等以上の農業振興地域を通ずる広域の見地から定めることが相当であるものについて、農業振興地域整備計画を定めることができることとしております。

これらの農業振興地域整備計画は、農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、さらに農業振興地域整備基本方針について述べた諸計画との調和が保たれたものでなければならないこととし、また、市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならぬこととしております。また、農用地利用計画は、当該農業振興地域において農業の振興をはかるための措置を総合的かつ計画的に実施するためには、その農業上の利用を確保することが必要で

ある土地について、農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から、必要な農業上の用途を指定して定めるものとしております。

市町村が、農用地利用計画を決定する手続きとしては、市町村は、農用地利用計画の案を一定期間縦覧に供し、関係権利者はこれに対して異議を申し出ることができることとし、市町村の決定に不服がある場合は都道府県知事に対する審査申し立て等について規定するとともに、国有地を含めて農用地利用計画を定める場合には、所管庁の承認を受けることとしております。

農業振興地域整備計画の変更につきましては、都道府県または市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更もしくは農業振興地域の区域の変更により、または経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならないこととし、都道府県知事は、市町村に対し、農業振興地域整備計画の変更措置をとるべきことを指示することができるものとしております。

次に、第五章において、土地利用に関する措置について定めてあります。

市町村長は、農用地区域内にある土地が農用地利用計画において指定した用途に供されていない場合には、その土地の所有者等に対し、その土地を当該用途に供すべき旨を勧告することができるものとし、さらに、この勧告を受けた者がこれに従わないときまたは従う見込みがないと認めるときは、その者に對し、その土地を当該用途に供するため所有権、利用権等を取得しようとする者で市町村長の指定を受けた者と、権利の設定移転について協議すべき旨を勧告することができるものとしてあります。市町村長の勧告による権利の設定移転についての協議がととのわず、または協議をすることができないときは、市町村長の指定を受けた者は、都道府県知事に対し、権利の設定移転につき必要な調停をなすべき旨を申請すること

ができるものとし、都道府県知事は、この申請に基づいてすみやかに調停を行なうものとしてあります。

ます。

さらに、農用地区域内にある土地については、国及び地方公共団体は、農用地利用計画を尊重して、その農業上の利用が確保されるようにつとめなければならないこととし、農林大臣及び都道府県知事は、農用地区域内の農地及び採草放牧地について、農地法による転用許可に関する処分を行なうにあつては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならないこととしてあります。

また、農業委員会が農用地区域内にある農用地等について権利の設定移転のあっせんを行なうにあつては、農業振興地域整備計画に基づき、これらの土地に関する権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるようにしなければならないこととしてあります。

なお、以上の土地利用に関する措置についての規定は、農用地区域内にある土地で土地収用法による事業の認定の告示があり、その告示にかかる事業の用に供されるものについては適用しないこととしてあります。

最後に、第六章において、国の援助その他の規定を設けてあります。

まず、国及び都道府県は、農業振興地域整備計画の作成及びその達成のために必要な援助を行なうようにつとめるものとし、また、国及び地方公共団体は、農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備を促進するようにつとめるものとしてあります。

次に、国有財産関係につきまして、国は、農用地区域内において農用地等としての利用に供するため必要があると認めるときは、普通財産の譲渡または費し付けができるものとするとともに、農業基本法第四条の規定の趣旨に即し、農業振興地域における農業の振興に資するため、積極的に国有林野の活用をはかるようにつとめるものとしてあります。

さらに、税制上の特別措置といたしまして、右に述べた市町村長の勧告にかかる協議、都道府県知事の調停または農業委員会のあっせんによって土地の譲渡が行なわれた場合には、租税特別措置法の定めるところにより、譲渡所得について所得税及び所有権の取得の登記にかかる登記免許税を軽減することとしております。

以上をもちまして、本法案についての補足説明を終わります。

○丹羽委員長 以上で補足説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十四年三月十五日印刷

昭和四十四年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局